

長崎市告示第462号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

長崎市長 鈴木史朗

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

東古川親和会

(2) 事務所

長崎県長崎市東古川町4番8号

(3) 代表者の氏名

増永 敏郎

(4) 代表者の住所

長崎市東古川町4番8号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

「長崎県長崎市東古川町3番14号」を「長崎県長崎市東古川町4番8号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「吉村 和芳」を「増永 敏郎」に改める。

(3) 代表者の住所

「長崎市東古川町3番14号」を「長崎市東古川町4番8号」に改める。